

紀北町監査第 83 号
令和 6 年 11 月 29 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 平 野 隆 久

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した公の施設の指定管理者の監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

1 監査の対象団体及び所管課

対 象 団 体 : 一般社団法人 みえ熊野古道 JAPAN
所 管 課 : 商工観光課

2 監査の実施年月日及び場所

実 施 年 月 日 : 令和6年11月19日(火)
実 施 場 所 : 紀勢自動車道地域振興施設
(紀北町三浦 600 番地)

3 監査出席者

対 象 団 体 : 事 務 局 3 名
所 管 課 : 担 当 課 2 名
監 査 委 員 : 監査委員 2 名
監査委員事務局 : 事 務 局 2 名

4 監査の範囲

令和6年度における紀勢自動車道地域振興施設の管理運営に関する事務
及び出納その他事務

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者である一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN における指定管理事業に係る出納事務について、関係諸帳簿など整理はされており、指定管理等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められる。なお、事務処理上、留意すべき事項は、監査の対象団体及び所管課に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の意見

【一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN】

一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN は、地区内における商工業等の地域経済振興を図ることを目的として、みえ熊野古道商工会が行ってきた入口支援に対する出口支援と地域経済振興を行う地域アンテナショップを運営するためにみえ熊野古道商工会が資金を 100% 拠出して設立された一般社団法人であり、平成 27 年度から指定管理者として、紀勢自動車道地域振興施設の運営を行っている。

指定管理者である一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN は、紀勢自動車道地域振興施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 2 条の指定管理者の指定の意義を踏まえ、物産品販売コーナー「キホクニヤ」、飲食コーナー「種まき権兵衛家カフェレスト」で構成されており、「キホクニヤ」は地域の物産品を中心に現在約 1,900 アイテムを展開し、「種まき権兵衛家カフェレスト」においては地域小規模事業者の取扱商品を中心に地域色豊かなメニュー開発を行い、「キホクニヤ」との連動を図ることで商品の販促に努めており、さらに EC サイトにオンラインショップ「キホクニヤ商店」を開設して地域外への情報発信と販路拡大を図っているとのことである。

令和 5 年度については決算報告書等によると総収入額 1 億 5,957 万 1,063 円、当期純利益 1,034 万 5,473 円であり、その他監査資料及び聞き取り内容から継続的に安定した経営が行われていることがうかがわれる。

なお、念のため指摘すれば、当該施設の管理に関して本町が指定管理者制度の導入意義である民間活力を活用した観光情報や地域特産品等を提供し、観光振興及び地域の活性化を図るため基本協定書によって求められている業務や事業を実施しないことによって生じた「余剰金」があるとすれば、その「余剰金」は、本町への返還対象となりうると思慮するところであるから留意されたい。

最後に、今後も引き続き、長年、培ってきたノウハウや経験を生かし、地域経済振興の中核的な団体として、本町が目指す「豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、地域経済活性化への更なる取り組みを期待するものである。

【商工観光課】

所管課の商工観光課については、引き続き一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN と連携を密にし、情報を共有しながら、一体となって多様化する地域経済活性化への課題に取り組まれない。

また、基本協定書によって求められている業務及び事業について、一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN とともに定期的に確認をされ認識の一致を図られたい。